

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部地域農政課において平成二十六年十二月五日から同月十八日までの間縦覧に供します。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
農事組合法人芝土地 利用組合	桜井市大字芝一四一五 番地の二	桜井市大字芝一六八六ほか八九 筆	
藤岡 健郎	桜井市大字芝八三四番 地	桜井市大字芝一〇七五の一ほか 七筆	

二 申請年月日

平成二十六年十一月二十七日